

平成 24 年度税制改正に関する意見

平成 23 年 7 月 21 日
日本商工会議所

基本的な考え方

(力強く持続的な経済成長に向けて、あらゆる政策を実行すべき)

わが国は、危機的な財政赤字の中、グローバル化、少子高齢化、財政健全化等の構造的な課題に加えて、東日本大震災からの復旧・復興という新たな困難に直面している。これらわが国を取り巻く諸課題の解決に必要なのは、長期にわたる停滞から抜け出し、力強く経済を成長させることである。デフレ脱却と、力強く持続的な経済成長の実現を経営の基本として、成長のためにあらゆる手段を総動員すべきである。

一方、国際的に高水準にある法人の税負担が、わが国の立地競争力を低下させ、対日投資の減少はもとより、企業の海外への生産拠点の移転を招き、空洞化を加速させる大きな要因となっている。法人税率をアジア諸国並みの 20% 台に引き下げる等、魅力ある国内事業環境を早急に整備し、わが国の国際競争力を強化することが、極めて喫緊の課題である。

(中小企業の発展と地域の活性化なくして、経済成長や雇用の維持・創出は実現できない)

東日本大震災によるサプライチェーンの寸断により、わが国のものづくりが中小企業によって支えられていることが再認識され、改めて、中小企業の重要性が明確になった。企業数の 99.7%、雇用の約 7 割を占め、法人税の約 4 割、消費税の 5 割強を納付する中小企業の発展を「新成長戦略」の最重点項目として明確に位置付け、生産性の向上や技術開発、販路拡大への強力かつ具体的な支援策を抜本的に拡充する必要がある。

また、地域の活性化なしに、わが国の力強い経済成長はあり得ない。疲弊している地域経済・社会を早急に立て直し、地域の活力をわが国の成長につなげる必要がある。

税制面においては、中小法人の軽減税率の引き下げをはじめ、中小企業の設備投資等を後押しする租税特別措置の拡充や地域の活性化に向けた取り組み支援が強く求められる。

(国民に負担増を求める場合、徹底的な行財政改革の実行と経済状況等への配慮が必要)

社会保障制度や医療等の分野において歳出増加要因が高まっているが、安易に負担増を求めるのではなく、まずは、歳出削減を進めることが大前提である。歳出増加を抑制しない限り、すぐにまた財源不足に陥り、さらなる増税が必要となることは明らかである。

については、無駄な歳出の抜本的な見直し、社会保障制度のさらなる効率化や議員定数の削減、公務員制度改革等の徹底的な身を切る行財政改革を断行すべきである。そして、それら改革の成果を具体的な数値で明示することが不可欠である。こうした取り組みと成果なしに、負担増に対する国民の理解を得ることは、到底不可能である。

もとより、国民に負担増を求める場合には、デフレの解消や景気回復の状況等に十分な配慮が必要であることは言うまでもない。

わが国は、東日本大震災からの復旧・復興をテコに、経済の持続的な成長との好循環を実現し、強い日本を再び創造していかなければならない。上記の「基本的な考え方」に基づき、平成 23 年度税制改正大綱に盛り込まれた中小法人の軽減税率を含む法人実効税率の引き下げの平成 24 年度からの確実な実施など、力強く持続的な経済成長を実現するための税制の構築が不可欠である。政治のリーダーシップにより、本意見に掲げる税制改正の実現を強く求める。

【目次】

基本的な考え方

(力強く持続的な経済成長に向けて、あらゆる政策を実行すべき)	…	1
(中小企業の発展と地域の活性化なくして、経済成長や雇用の維持・創出は実現できない)	…	1
(国民に負担増を求める場合、徹底的な行財政改革の実行と経済状況等への配慮が必要)	…	1

・震災復旧・復興に向けた税制措置

1. 大規模・大胆な震災復興対策の実行と財源の確保について	…	4
(1) 3年間の短期間に大規模かつ大胆な国費投入で復旧・復興を果たすべき	…	4
(2) 復興財源として、法人税、所得税の増税は空洞化を加速させるため反対	…	4
2. 平成24年度税制改正を待たずして直ちに被災地域等において措置すべき事項	…	4
(1) 事業再開と経営安定化に向けた税制支援を	…	4
(2) 中小企業の事業継続のため、津波被災地域等における相続税は非課税とすべき	…	4
(3) 間接被害に対する税の減免措置の創設を	…	5

・税制抜本改革について

1. 法人税率はアジア諸国並みの20%台まで引き下げ、中小法人の軽減税率は11%以下に引き下げるべき	…	5
2. 経営基盤強化の観点から、個人事業者の所得税の負担軽減を図るべき	…	5
3. 経済成長や中小企業の円滑な事業承継に向けて、資産課税のあり方を検討すべき	…	6
4. 地域の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革を	…	6

・社会保障と税の一体改革について

1. 社会保障給付のさらなる効率化が必要	…	6
2. 中長期的な国民負担率と持続可能な社会保障制度に向けた具体的な方策の明示を	…	6
3. 消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めることが不可欠	…	7

・平成24年度税制改正に関する意見

・経済成長の実現に向けた税制改正

1. 中小法人の軽減税率の確実な引き下げを	…	8
2. 法人実効税率の確実な引き下げを	…	8
3. 中小企業等の成長に資する租税特別措置の拡充・恒久化を	…	8
(1) 中小企業等の租税特別措置等の利用制限は容認できない	…	8
(2) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化を	…	9
(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・恒久化を	…	9
(4) 研究開発税制の拡充・恒久化を	…	9
(5) 中小法人における交際費の全額損金算入の実現を	…	9
(6) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税特例の恒久化を	…	9
(7) 商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税、事業税の軽減措置の延長を	…	9
(8) 中小企業等基盤強化税制および中小企業情報基盤強化税制の延長を	…	10
(9) 企業立地促進税制の延長を	…	10
4. 中小企業の円滑な事業承継の実現を図るべき	…	10
(1) 親族内承継の円滑化を図るべき	…	10
(2) 親族外承継の円滑化を図るべき	…	11
(3) 円滑な事業承継のための新たな税制措置の導入	…	11

5. 新規創業、ベンチャー支援税制を拡充すべき	…	12
(1) 創業する中小企業に対する法人税の免税、欠損金の繰越控除期間の無期限化を	…	12
(2) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1000万円)の創設を	…	12
(3) エンジェル税制の拡充を	…	12
(4) ベンチャー企業への投資促進を拡充すべき	…	13
6. 中小企業の国際化(海外展開)を支援する税制を拡充すべき	…	13
(1) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除の創設を	…	13
(2) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充を	…	13
7. 環境・新エネルギー等への取り組み促進に資する税制措置を	…	13
(1) グリーン投資減税の拡充を	…	13
(2) 新エネルギー等の技術開発を促進する税制を創設すべき	…	13
(3) 省エネ製品の普及に資する税制措置を	…	14
(4) エネルギーコスト上昇につながる地球温暖化対策税は再検討すべき	…	14
8. 内需振興に資する税制を拡充すべき	…	14
(1) 事業所税の廃止を(特に負担感が大きい中小企業に対しては直ちに廃止すべき)	…	14
(2) 固定資産税に係る負担軽減	…	14
(3) 住宅税制を拡充すべき	…	15
(4) 環境や震災に強いまちづくりを促進する税制を拡充すべき	…	15

企業活力強化に資する税制改正

1. 中小企業の経営力強化や市場開拓等を支援する税制措置を	…	16
2. 雇用促進・能力開発を支援する税制措置の創設を	…	16
3. 欠損金制度を拡充すべき	…	16
4. 留保金課税を廃止すべき	…	16
5. 役員給与に係る税制措置を拡充すべき	…	17
6. 印紙税を廃止すべき	…	17
7. 事業再生・再編を支援する税制措置を拡充すべき	…	17
8. 中小企業の企業年金制度等を拡充すべき	…	18
9. 消費税制度に関する改善すべき事項	…	18
10. グループ法人税制に関する改善すべき事項	…	19

地域活性化に資する税制

1. 都市再生・地域活性化に資する租税特別措置の拡充を	…	20
2. 中心市街地等の活性化のための税制措置の拡充を	…	20
3. 大規模地震対策の促進を	…	20

納税環境整備の充実

1. 社会保障と税の共通番号制度の早期導入による行政の効率化を	…	21
2. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化が必要	…	21
3. 利子税・延滞税・不納付加算税の軽減が必要	…	22
4. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を	…	22

<u>経済活動・国民生活に資する税制</u>	…	23
------------------------	---	----

．震災復旧・復興に向けた税制措置

1．大規模・大胆な震災復興対策の実行と財源の確保について

(1) 3年間の短期間に大規模かつ大胆な国費投入で復旧・復興を果たすべき

わが国にとって、震災からの復旧・復興は現下の最優先課題である。震災被害の甚大性、自治体や被災住民・事業者の窮状等を踏まえ、3年間の短期間に大規模かつ大胆な国費投入により、遅れている復旧・復興を大きく前進させることが必要である。

そのための財源の確保に関しては、徹底的な身を切る行財政改革は当然として、子ども手当をはじめ、あらゆる政策を見直し、「選択と集中」による大幅な予算の組み替えを行うことが不可欠である。

こうした見直しを行った上で、不足する財源に関しては、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率の引き下げ等の平成23年度中の棚上げと、わが国経済の動向に十分留意しつつ、償還財源を担保するため、消費税増税を行うことはやむを得ないと考える。

(2) 復興財源として、法人税、所得税の増税は空洞化を加速させるため反対

震災復興財源として、法人税と所得税を増税することは、国際競争力強化に向けた国内事業環境整備を阻害する。また、震災復興には大規模な財源が必要になるが、法人税と所得税を財源とする場合、かなりの長い期間にわたり増税を継続しなければならない。空洞化の加速をはじめ、景気や雇用に及ぼす影響を考慮すれば、法人税と所得税の増税は行うべきでない。

他方、消費税は、十分な復興資金を短期間（例えば、2年間）かつ低率で確保することができ、国民が広く負担を分かち合うとの観点から、他の税目よりも望ましい。また、被災地域の住民への負担軽減措置を講じることは可能であると考えられる。

2．平成24年度税制改正を待たずして直ちに被災地域等において措置すべき事項

(1) 事業再開と経営安定化に向けた税制支援を

被災事業者の事業再開とその後の経営の安定化、さらなる投資や事業活動へ向けたキャッシュフローの充実を強力に支援するため、以下に掲げる措置が必要である。

設備投資減税等の税制支援を

被災事業者に対する設備投資減税（即時償却、税額控除）や固定資産税の減免、新規創業者や会社設立に対する税制支援措置を講じるべきである。

遊休機械・設備の無償譲渡は全額損金算入を

被災事業者が早期に事業再開するためには、機械設備・車両等の確保が不可欠である。地方自治体や商工会議所等のマッチングにより、被災事業者に遊休機械・設備を無償譲渡する場合は、提供者がその提供に要する費用を全額損金算入できる措置を早急に講じるべきである。

(2) 中小企業の事業継続のため、津波被災地域等における相続税は非課税とすべき

中小企業の技術の継承や雇用の維持を図るため、津波や原発事故による甚大な被害を受けた地域における相続税を非課税とするとともに、それ以外の被災地域における災害資産は実態に見合った評価に減額すべきである。

また、被災地域の実態を踏まえると、現行の相続税・贈与税の納税猶予制度における雇用維持要件、代表取締役の継続年数要件、株式継続保有要件、会社継続要件等の緩和が不可欠である。さらに、従業員等親族外の者に事業を承継せざるを得ないこと

も生じており、後継者を親族に限る要件も緩和すべきである。

(3) 間接被害に対する税の減免措置の創設を

今回の震災では、地震や津波の直接被害を受けた企業と取引関係にある等の間接被害や原発事故に伴う風評被害等により、被災地以外においても、中小企業を中心に、多くの事業者が厳しい経営状況に直面している。間接被害や風評被害を受け、急激な経営環境の悪化に直面している事業者に対し、固定資産税等の減免措置を講じる必要がある。

・税制抜本改革

1. 法人税率はアジア諸国並みの20%台まで引き下げ、中小法人の軽減税率は11%以下に引き下げるべき

グローバル競争が激化する中、わが国の国際競争力の強化に向けた税制の構築が不可欠である。加えて、東日本大震災で日本企業は、ストックの毀損やサプライチェーンの寸断、電力供給等、多くの制約を受けている。投資環境の整備や立地競争力の強化を図るため、税制措置をはじめとする大胆かつ多様な政策展開が喫緊の課題である。

特に、わが国の法人実効税率は、諸外国と比べて高水準である。この状況が続けば、対日投資の減少はもとより、わが国企業の海外への生産拠点の移転が進み、空洞化がさらに加速する。それにより、雇用も失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。

については、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率の引き下げについて、平成24年度から確実に実行するとともに、将来的には、わが国の競争相手であるアジア諸国並みの20%台まで引き下げる必要がある。

また、わが国の経済成長の源泉である中小企業も国際競争に晒されている。中小企業のさらなる活力や競争力強化を図るため、中小法人の軽減税率の引き下げについて、国際競争に打ち勝つ水準(11%以下)まで引き下げる必要がある。加えて、中小企業の設備投資等を後押しする租税特別措置は拡充する必要がある。

(企業活力の強化を図る政策減税は、予算全体かつ複数年度で効果を考えるべき)

今後の財政運営においては、経済の拡大により歳入増を図り、中長期的な財政健全化を進めていくことを基本とすべきである。このため、「ペイアズユーゴー原則」(新規政策のためには安定財源の確保が必要)のもと、同じ税目の中で増減税を調整するのではなく、本来の趣旨に則り、予算全体の中で財源確保を図るべきである。特に、企業活力の強化を図る政策減税は、企業の発展により将来的な税収増をもたらすものであり、財政に及ぼす効果を複数年度で考える必要がある。

2. 経営基盤強化の観点から、個人事業者の所得税の負担軽減を図るべき

個人事業者の経営基盤の強化を図るため、中小法人の軽減税率の引き下げにあわせて、個人事業者の所得税について負担軽減措置を講じることが必要である。

また、所得税の引き上げの議論があるが、対日投資や海外の高度人材の確保に障害となるのみならず、わが国人材の海外流出や消費マインドの悪化が懸念されるため、慎重に検討すべきである。

3. 経済成長や中小企業の円滑な事業承継に向けて、資産課税のあり方を検討すべき
戦後創業した中小企業においては、経営者の世代交代期を迎えているが、厳しい経営環境下で事業存続が危ぶまれる企業が少なくない。高度な技術等を有する中小企業の円滑な事業承継の実現のため、事業承継税制のさらなる拡充を図る必要がある。

また、国際的にみると、相続税自体が存在しない国やシンガポールや香港のように国際競争力の観点から廃止した国・地域もあり、国際競争力の強化の観点からも相続税の見直しが必要である。円滑な事業承継の実現に向けて、事業用資産については、実態やニーズを踏まえ、非課税とすることも視野に入れて検討すべきである。

資産課税については、贈与の大幅な拡充（基礎控除の拡充）を図ることによって、生前の再分配機能を高める税制を構築した方が、経済の活力強化につながると考えられることから、こうした観点も踏まえた見直しが必要である。

4. 地域の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革を

将来的な道州制も見据えて、地域における「自主・自立」の確立に向けて、国から地方、官から民への流れを加速させ、それぞれの地域が創意工夫により経済・社会の活性化を図ることが可能となる財政運営体制を構築する必要がある。

そのためには、税制抜本改革の中で、地方法人二税に過度に依存せず、税源の偏在性が少なく、安定的な地方税体系の構築を図る必要がある。その際、地方における徹底した行財政改革を断行するとともに、地方自治体は、必要となる歳出額を具体的に明示する必要がある。

地方への権限および税財源の移譲が必要

国および地方の徹底した業務の見直しや歳出削減を行うと同時に、国と地方の役割分担を明確化し、地方への権限および税財源の移譲が必要である。

法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、行政において人件費を含めて徹底的に歳出削減をした上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財政状況や当該税制の政策目的を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

・ 社会保障と税の一体改革について

1. 社会保障給付のさらなる効率化が必要

少子高齢化が進展する中、社会保障制度の再構築にあたり、増大する社会保障給付費について、専ら現役世代や企業に負担を求めていくことも限界に達している。過度な公的負担増は経済成長を阻害するため、社会保障給付の効率化や適正化等の改革が必要不可欠である。

2. 中長期的な国民負担率と持続可能な社会保障制度に向けた具体的な方策の明示を

政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税一体改革成案」では、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることが盛り込まれた。しかし、国民的合意を得るためには、2010年代半ば以降の中長期的な税・保険料を含めた国民負担率を明らかにするとともに、社会保障制度の持続可能性を担保する具体的な方策（効率化・重点化、短時間労働者への社会保険適用問題における中小企業への配慮等）を国民に明示することが不可欠である。

改革成案の個別具体的内容については、未だ議論の尽くされていない部分やさらに

慎重な検討を要すべき部分も多い。今後、税制抜本改革を含めて、国民や企業の意見に耳を傾けて具体化を図り、工程表を明らかにして改革を推進すべきである。

また、社会保障の効率化・重点化への切り込みは甘いと言わざるを得ない。特に、70～74歳の医療費窓口負担の引き上げやデフレ下でのマクロ経済スライド調整の実施、年金支給開始年齢の引き上げ等については、具体化の検討を継続し、先延ばしにしてはならない。「短時間労働者への社会保険適用拡大」問題についても、適用対象の範囲や全体の枠組みを示した上で、経営面、とりわけ賃金・雇用等の面における中小企業への配慮等を講じる必要がある。

さらに、生活保護制度は、社会政策上極めて重要であるが、一部には勤労者との均衡が保たれていないとの指摘があり、見直しが必要である。同時に、より効果的な政策とするためにも、生活保護制度における自立支援を後押しするような仕組みを整備すべきである。

3. 消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めることが不可欠

少子高齢化の進展を鑑みれば、将来的には、社会保障制度の見直し、徹底的な行財政改革を進めても財源不足が見込まれることから、消費税を引き上げざるを得ないと考える。

しかしながら、消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めつつ、その導入のタイミングや仕組みについては、景気や経済成長を最大限阻害しないよう、十分慎重に検討すべきである。

税制調査会において、消費税制度の信頼性確保のための課税の適正化が検討課題にあがっているが、免税点や簡易課税制度については、数次にわたり見直しを行ってきており、中小企業の益税問題は十分適正化が図られているものとする。むしろ、長引く景気低迷とデフレのもと、厳しい値下げ要請や価格競争により、仕入れに係る消費税分の価格への転嫁も困難となっており、結果的に損税が生じているとの声もある。中小企業の負担軽減のために存在する免税点や簡易課税制度の縮減は、中小企業に対して過度な納税事務負担を新たに課すものであり、行うべきではない。

また、中小企業の円滑な価格転嫁の確保に万全を期すことや、事務負担やコスト増につながる複数税率とインボイスの導入の回避をはじめ、社会保障制度を支える地方の安定財源の確保等を確実に実施することが不可欠である。

平成24年度税制改正に関する意見

平成24年度税制改正にあたっては、企業の活力強化に向けて、中小軽減税率を含めた法人実効税率の引き下げをはじめ、創業や事業承継、地域経済や雇用を支える中小企業の成長力および経営基盤の強化に資する租税特別措置の拡充・延長・恒久化、地域活性化に向けた税制措置の拡充等について、従来の枠に捉われず思い切った税制改正を図るべきである。

経済成長の実現に向けた税制改正

1. 中小法人の軽減税率の確実な引き下げを

中小企業は、わが国の経済成長の源泉として、地域経済や雇用、サプライチェーン等に大きな役割を担っている。中小企業の経営基盤や成長力の強化を図る観点から、中小法人の軽減税率は、国際競争に打ち勝つ水準(11%以下)まで引き下げ、適用所得金額制限(800万円まで)も撤廃すべきである。個人事業主についても、中小法人との不公平が生じないように、負担軽減措置を講じる必要がある。

少なくとも、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた中小法人の軽減税率の引き下げ(本則は22%から19%に引き下げ、特例措置は18%から15%に3年間の時限措置として引き下げ)については、平成24年度から確実に実行すべきである。

2. 法人実効税率の確実な引き下げを

空洞化を回避し、わが国企業の競争力を強化するとともに、対日投資の活性化を図る観点から、速やかに法人実効税率を国際水準まで引き下げる必要がある。これにより、国内雇用の創出・確保、所得増による消費の拡大を図り、自律的な経済成長を実現させ、結果として、財政健全化にも貢献することが期待される。

平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率の5%引き下げは、国際的なイコールフットイングの確保に向けた第一歩であり、平成24年度から確実に実行すべきである。将来的には、国際的な競争相手のアジア諸国並みの20%台までの引き下げが不可欠である。

3. 中小企業等の成長に資する租税特別措置の拡充・恒久化を

経済成長や雇用を支える企業、特に中小企業の技術開発・研究開発・設備投資等の取り組みを税制面から支援していくことは、極めて重要である。震災を経て、中小企業の再生・発展を国家戦略として進めていく必要性がより高まっている。

そのため、多様な中小企業の成長力をより一層高める観点から、中小企業がその成長に伴い発生する様々なニーズに応じて選択し、活用できる税制メニューを揃え、中小企業の利便性を高めておくことが重要となる。租税特別措置等について、過去の利用実績等に基づき、安易に廃止等を行うようなことがあってはならない。中小企業の成長に資する租税特別措置は、従来の枠にとらわれず、思い切った拡充・恒久化を図るべきである。

(1) 中小企業等の租税特別措置の利用制限は容認できない

昨年、会計検査院から意見表示がなされた「大企業並みの所得のある中小企業の軽減税率と租税特別措置の適用範囲の見直し」に関しては、平成23年度税制改正大綱において検討事項とされているが、中小企業に対する軽減税率や租税特別措置は、企業活力を増大させ、成長を促進させるものである。会計検査院の指摘は、そうした中小企業の将来に向けた発展を否定するものであり、到底容認できるものではない。

(2) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化を

中小企業の生産性の向上や成長力の強化を図るためには、新規の設備投資が不可欠である。十分な資金を確保できずに設備投資に遅れが見られる中小企業のキャッシュフローを支援することが極めて重要であり、中小企業の前向きな設備投資に向けて、以下のとおり、拡充を図るとともに、これら措置を恒久化すべきである。

対象資産の拡充（器具備品（検査機器や測定機器等）等）

特別償却割合や税額控除割合の引き上げ

税額控除における法人税額 20% 限度要件の引き上げ

繰越年数の延長

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・恒久化を

中小企業の生産性向上および納税事務負担の軽減の観点から、利用頻度が多く、恒常的に利用されている中小企業に対する少額減価償却資産の特例は恒久化すべきである。なお、経営環境の変化に伴い随時更新が必要となるサーバやセキュリティ機器、製造業や建設業の日々の作業で減耗の激しい器具等については、対象価額を超えるケースが見られており、現行の対象価額(30万円未満)や取得合計額の制限(合計額 300万円まで)の引き上げが必要である。

(4) 研究開発税制の拡充・恒久化を

わが国のものづくりを支える中小企業の技術や研究開発力の強化を後押しする観点から、以下のとおり、拡充を図るべきである。また、国税に連動して措置されている法人住民税における中小企業の試験研究費に係る特例についても、恒久化を図るべきである。

総額型について、税額控除限度額を法人税額の 30% とする措置の恒久化と、中小企業に対する一律 12% の控除率の引き上げ

上乘せ部分の増加型および高水準型について、それぞれ控除率の引き上げと恒久化

(5) 中小法人における交際費の全額損金算入の実現を

交際費は、既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、とりわけ、取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が必要である。中小企業の事業実施にあたり必要となる交際費は、全額損金算入すべきである。少なくとも、現行の中小企業特例(交際費 600万円以下の 90% を損金算入)については、さらに拡充すべきである。

また、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費(1人当たり 5,000円以下)についても、上限を 1万円程度まで引き上げるべきである。

(6) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税特例の恒久化を

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、企業の新規投資を後押しするものであり、恒久化することが必要である。

(7) 商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税、事業税の軽減措置の延長を

中小企業等および商工中金の負担が軽減されるよう、商工中金の抵当権設定登記に係る登録免許税および商工中金に対する事業税の特例措置について、維持・延長が必要である。

(8) 中小企業等基盤強化税制および中小企業情報基盤強化税制の延長を

厳しい事業環境の中、経営資源の乏しい中小企業が生産性の向上や成長力の強化を図るためには、人材育成や戦略的なIT投資、経営革新計画等に伴う設備投資を支援する中小企業等基盤強化税制の延長が必要である。

(9) 企業立地促進税制の延長を

平成23年度末で適用期限となる企業立地促進税制については、地域の特性・強みを活かした産業の集積化による競争力の強化および地域経済の活性化を図る観点から、延長すべきである。

4 . 中小企業の円滑な事業承継の実現を図るべき

東日本大震災により、中小企業はさらに厳しい経営環境に晒され、高度な技術等を有しながらも廃業や倒産に追い込まれる企業が少なくない。地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を担う中小企業の円滑な事業継続は、わが国の成長戦略の観点から、極めて重要である。

事業承継税制は、本格的な活用を図る段階に入っているが、中小企業の実態やニーズに即した制度の充実を図り、より多くの中小企業の円滑な事業承継に資する必要がある。

(1) 親族内承継の円滑化を図るべき

(相続税・贈与税の納税猶予制度における措置)

雇用維持要件の緩和

東日本大震災やリーマンショックのような外的要因による経営悪化により、事業継続のために雇用維持が困難となることを配慮し、5年間雇用8割という雇用維持要件については、金融支援措置のように一定要件(売上高の減少等)があれば、納税猶予取消しとはならない措置を講じるべきである。

発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の100%への拡充

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数等の3分の2までの上限があるが、この上限を撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

制度趣旨に即した納税猶予額の計算方式の見直し

非上場株式を相続税の対象外とし、それ以外の相続財産だけに相続税を課すとの制度趣旨から、株式の納税猶予について、農地と同様に税率の高い部分から猶予されるように見直すべきである。

以下の措置における年数制限(5年)の適用緩和

(ア) 会社が解散した場合の納税猶予取消における破産・特別清算した場合の除外

(イ) 納税猶予対象株式の一部を譲渡等した場合について、納税猶予全部取消から一部取消への変更

(ウ) 納税猶予対象株式の全部を譲渡等した場合について、譲渡価額が猶予税額を下回る場合の差額税額の免除

対象会社の範囲拡大

本税制の対象会社を中小企業基本法の中小事業者から、グループ法人税制基準の資本金5億円に拡大すべきである。

被相続人または贈与者の要件の緩和

「代表時は全ての同族関係者の筆頭株主」とする要件を、確認・認定時の要件である、「経営承継相続人等または後継者を除く同族関係者の中での筆頭株主」にすべきである。

5年間の税務署長への継続届出書と経済産業大臣への報告の統合化

(相続税の納税猶予制度における措置)

相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げについて、円滑な事業承継のために実現すべきである。

相続税の納税猶予制度取消しの場合の延納・物納の認可

非上場株式は換金性に乏しいため、相続税の納税猶予が取り消された場合の延納・物納の選択を認める措置を創設すべきである。

経営承継相続人(後継者)の「相続開始直前における会社役員である」要件の緩和

(贈与税の納税猶予制度における措置)

贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税の選択を認める措置の創設
贈与者の役員退任要件の緩和(有給の取締役でも可とすべき)

(親族内承継の円滑化に資する措置)

相続時精算課税制度を適用した土地等に対する小規模宅地等の特例の適用

取引相場のない株式評価に係る純資産価額計算における事業用土地の小規模宅地等の評価の適用

(2) 親族外承継の円滑化を図るべき

親族外承継が4割にも上る現状において、親族外承継に対する税制優遇措置を拡充することにより、中小企業の事業継続および雇用の維持・創出を図る必要がある。

納税猶予制度における、後継者の「先代経営者の親族であること」要件の撤廃

法人が株式売買の当事者である場合における、中心的な同族株主に該当する場合の
小会社強制適用規定の廃止

同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大(親族範囲の縮小)

親族外役員、取引先等純然たる第三者とは言えない者が同族株主から株式を取得する場合の財産評価基本通達の原則的評価の不適用

(3) 円滑な事業承継のための新たな税制措置の導入

法人経営のために担保提供した個人資産の相続財産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、加えて、所有と経営が一体である中小企業において、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は換金性に乏しく、借入金の返済に充てるというリスクを包含しているにも拘わらず、相続税の評価対象であり、円滑な事業承継の障害となっている。

法人経営のために担保提供した個人資産については、事業用資産に準ずるものとし、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設(減額は担保に入っている借入金の総額を上限)等、評価方法の見直しを検討すべきである。

分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者

以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。他の発起人が株式を費用負担なし（受贈）もしくは額面負担で取得している場合、当該非上場株式の評価が高く評価されるため、後継者による買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面負担で譲渡している場合、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

「中小企業における経営承継の円滑化に関する法律」における安定的な事業継続を確保する観点から株式の集中化を図るといふ政策目的を実現するため、分散した株式の集中化を支援する措置を創設すべきである。具体的には、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りの認可、一定の条件下での他の株主へのみなし贈与課税の適用停止、譲渡株主（個人）のみなし配当課税の適用停止等の措置が必要である。

取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）において、実務上広く活用されている収益還元方式やDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式など多様な評価方法が提示されている。

こうした点を踏まえ、円滑な事業承継を加速する観点から、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直す必要がある。

5. 新規創業、ベンチャー支援税制を拡充すべき

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、企業数の減少に歯止めがかかっていない。震災の影響もあり、さらなる廃業の増加が見込まれる。このままでは、わが国の経済の縮小を招き、失業者の増大等が懸念される。創業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものであり、新規創業・ベンチャー企業を税制面から強力に支援していくことが必要である。

創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資金等の多額の資金に係る一方、十分な資金を調達することが困難なケースが多く、果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、以下の新規創業・ベンチャー企業を支援する税制措置が必要である。

- (1) 創業する中小企業に対する法人税の免税、欠損金の繰越控除期間の無期限化を
創業する中小企業の経営基盤確立、成長力強化を支援するための、創業後5年間の法人税免税およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を図るべきである。加えて、会社設立に係る印紙税および登録免許税を廃止するとともに、設立に係る手続きを簡素化すべきである。
- (2) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)の創設を
創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである
- (3) エンジェル税制の拡充を
適用企業要件である売上高成長率(25%超)の引き下げや、創業3年以内を5年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、ベンチャー企業への投資促進の観点から、投資額の所得控除の上限額(総所得金額の40%もしくは1,000万円のいずれか低い方)を引き上げるべきである。また、エンジェル投資家の一層の拡大の観点から、エンジ

エル税制の利用対象者を個人に限定せず、法人も対象に含めるべきである。

(4) ベンチャー企業への投資促進を拡充すべき

ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設するとともに、個人投資家のベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。

6. 中小企業の国際化（海外展開）を支援する税制を拡充すべき

(1) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除の創設を

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、震災からの復興、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となる。

しかし、ヒト・モノ・資金・情報等経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは困難かつ相当な費用やリスクを伴う。そのため、海外の見本市や商談イベント等に要する費用、F/S（フィージビリティ・スタディ）調査等の海外進出の事前調査に係る費用、海外展開支援専門家のコンサルティング費用、中小企業の海外展開や海外市場の開拓、販売促進に係る費用、海外特許調査や取得に係る費用等の一定割合の税額控除により、中小企業の国際化を支援することが必要である。

(2) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充を

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、次の税制措置が必要である。

中小企業における受取配当金を全額益金不算入とすべき

平成21年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、外国子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開に対してより一層の税制支援を行う観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

租税条約の締約・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直しを

成長著しい中国等を中心とした各国との租税条約の改定を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。

7. 環境・新エネルギー等への取り組み促進に資する税制措置を

(1) グリーン投資減税の拡充を

震災により、エネルギーの安定供給確保が急がれる中、平成23年度税制改正で創設された「グリーン投資減税」について、企業のグリーン投資のさらなる活発化を図るために、即時償却（初年度100%償却）措置を設けるべきである。

(2) 新エネルギー等の技術開発を促進する税制を創設すべき

電力不足問題が顕在化する中、わが国の世界をリードする環境分野の技術革新を加速させ、国際競争力で他国の追随を許さない優位性を確保するという観点から、省エネ技術や新エネルギー等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乗せで税額控

除する措置を創設すべきである。

(3) 省エネ製品の普及に資する税制措置を

温室効果ガス削減対策が遅れている業務・家庭部門の取り組みを加速するよう、家庭・オフィスにおける省エネ製品（電気製品、照明器具、ガス・石油機器等）への買換えを促す税制上のインセンティブを創設すべきである。

(4) エネルギーコスト上昇につながる地球温暖化対策税は再検討すべき

平成 23 年度税制改正法案では、石油石炭税率を上乗せする地球温暖化対策税が盛り込まれ、また、税制調査会は、地方の地球温暖化対策を総合的に進めるために地方の財源確保を検討すべきとの方向性を示している。さらに、独自課税による増税を検討している地方自治体も出てきている。

しかし、当面の電力安定供給への不安が解消されておらず、またエネルギーコスト上昇への懸念もある中で、国内空洞化を加速させかねない新たな税負担を、従来の方針に沿って課すことには反対である。わが国の温暖化対策については、震災後の状況を踏まえて、再検討が必須となっており、地球温暖化対策税についても、同様に再検討すべきである。

8. 内需振興に資する税制を拡充すべき

(1) 事業所税の廃止を（特に負担感が大きい中小企業に対しては直ちに廃止すべき）

都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害している。事業所税は、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担や、算出根拠となっている「事業所面積の拡大」、「従業員給与の増加」に抑制的な仕組みであるなどの問題があり、企業の成長力、地域経済の成長を阻害する。こうしたことから事業所税は廃止すべきであり、特に、負担感が大きい中小企業に対しては、直ちに廃止すべきである。

(2) 固定資産税に係る負担軽減

土地に係る固定資産税の負担軽減を図るべき

平成 24 年は 3 年に一度の固定資産税の評価替えの年であり、赤字法人も固定的に係る固定資産税の負担軽減を図ることにより、わが国の立地競争力の強化を図るべきである。土地評価方法を見直すとともに、固定資産税の負担の適正化・均衡化を図るため、負担水準の上限（70%）を 60%へ引き下げる等により、固定資産税が過度な負担にならないよう適切な措置を講じることが必要である。少なくとも、現行の商業地等に係る条例減額制度は、その適用期限を延長すべきである。

また、固定資産税は担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税されており、特に規模の小さい中小企業に相対的に過重な負担となっている。このため、中小企業に対する軽減税率を創設すべきである。

建物に係る固定資産税の評価方法の見直しを

建物に係る固定資産税については、年数が経過しても評価額が下がらない等の問題点が指摘されており、現行の再建築価格方式を早急に見直すべきである。

償却資産に係る固定資産税の廃止を

償却資産への課税は国際的に稀であり、産業の空洞化および国際競争力の観点から早急に廃止すべきである。廃止できない場合においては、評価額の最低限度（5%）

の1円までの引き下げおよび免税点(150万円)の引き上げを図るべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産について、国税と地方税(固定資産税)の償却資産の対象が異なるため、事業者は申告のための帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に対する固定資産税は、廃止すべきであるが、当面、国税の基準に統一すべきである。

(3) 住宅税制を拡充すべき

経済成長や景気回復のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。そのため、住宅取得を支援する租税特別措置等は延長が必要である。

新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置の恒久化を

住宅取得に係る負担軽減に寄与しており、全国的な住宅需要を安定的に支えている観点から、新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置について、恒久化すべきである。

住宅取得等資金への非課税制度の延長を

若年層の住宅資金への支援を行う観点から、相続時精算課税の選択の特例、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度について、延長すべきである。

居住用財産(特定居住用財産)の買換え特例の延長を

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、居住用財産(特定居住用財産)の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長すべきである。

長期優良住宅普及促進税制の延長を

住宅の長寿命化を目的に制定されている認定長期優良住宅制度については、優良な住宅ストックを重視する観点から、所得税額の特別控除(投資減税)、登録免許税・不動産取得税・固定資産税の減免制度について、延長すべきである。

不動産取得税の減免制度の延長を

不動産流通の促進を図る観点から、不動産取得税に係る標準税率の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、土地取得から新築までの期間を3年に延長する要件の特例措置、宅地の課税標準額を1/2とする特例措置については、延長すべきである。

(4) 環境や震災に強いまちづくりを促進する税制を拡充すべき

環境対策や震災に強いまちづくりを促進するため、以下の減免措置が必要である。

中小企業等が耐震目的で改修工事や建替えを行った場合における、建物・工場等の固定資産税の減免

中小企業等が省エネ目的で、改修工事や建替えを行った場合の、建物や工場等に係る固定資産税の減免

防災や帰宅困難者への支援等を目的に、中小企業が新たな設備投資(災害備蓄品の購入、災害対策資産等)を行った場合の、固定資産税、法人および個人事業税の減免

．企業の活力強化に資する税制改正

1．中小企業の経営力強化や市場開拓等を支援する税制措置を

(1) 中小企業の経営力強化に資する税制措置の創設を

中小企業の収益性の向上が、雇用の増大や地域の活性化につながる好循環を作り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

(2) 中小企業の市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設を

中小企業が事業を創出し、育て収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を支援する税制措置の創設が必要である。

(3) 減価償却制度のさらなる見直しを図るべき

技術革新のスピード等に対応した減価償却資産の法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度のさらなる見直しを図るべきである。

2．雇用促進・能力開発を支援する税制措置の創設を

(1) 人材確保・能力開発支援税制（仮称）の創設を

中小企業は雇用の約7割を占め、地域経済社会を支える基盤である。その中小企業の雇用の維持および増大を後押しするため、雇用促進税制が創設されたが、人材確保に積極的に取り組む中小企業に対し、採用活動に伴う費用や人件費の増加額の一定割合を税額控除する制度が必要である。従業員の能力開発の観点から、教育訓練費についても本制度の対象とすべきである。

(2) 雇用安定化に資する措置の創設を

中小企業の雇用の安定化を支援するため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

3．欠損金制度を拡充すべき

(1) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を2年へ拡充すべき

欠損法人のキャッシュフローの改善を支援するため、欠損金の繰戻還付期間を2年に拡充すべきである。

(2) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象を中堅企業にも拡充すべき

地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業（例えば、資本金1億円から10億円程度）の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を中堅企業にまで拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すべきである。

(3) 欠損金の繰越控除期間のさらなる延長を

わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整備するため、国際水準に合わせて、欠損金の繰越控除期間を延長すべきである。

4．留保金課税を廃止すべき

激しい経済変化に対応していくとともに、国際競争力を確保するためには、企業の資金繰りや信用力の向上、技術開発や研究開発等の将来投資の資金確保を円滑にする環境整備が不可欠である。企業の事業継続の向上や経営基盤強化の観点から、留保金課税を廃止すべきである。

5．役員給与に係る税制措置を拡充すべき

役員給与は、税務上は原則損金不算入とされ、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入を認めるという制度となっている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」については、事業年度開始から3カ月以内に限られ、3カ月後以降は「特別な事情」がない限り認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態に鑑み、年度途中で改定を事業年度開始から半年後まで認める等、柔軟化を図るべきである。

6．印紙税を廃止すべき

電子商取引やペーパーレス化の進展により、文書を課税主体とすることに合理性がなく、電子媒体を通じた取引の度合いや手形の利用に伴い、電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏り、課税上の不公平感が生じている。

また、課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多く、速やかに廃止すべきである。

7．事業再生・再編を支援する税制措置を拡充すべき

中小企業をめぐる経営環境は依然厳しく、震災の影響もあり、さらなる倒産の増加が見込まれる。地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業の実業再生・継続への取り組みを力強く支援していくべきである。

- (1) 産業活力再生特別措置法の改正に基づく「第二会社方式」()により認定を受けた計画に基づき実施される事業譲渡における登録免許税および不動産取得税を軽減する措置について、適用期限を延長すべきである。
なお、事業再生局面において「第二会社方式」を用いる場合は、産業活力再生特別措置法を利用しない場合においても、不動産取得税の軽減を図るべきである。
() 経営困難に陥っている会社から事業譲渡によって採算見込みのある事業を分離し、当該事業の再生・継続を図る手法
- (2) 産業活力再生特別措置法の改正に基づく「第二会社方式」により認定を受けた計画に基づき再生に取り組む企業においては、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を支援すべきである。
- (3) 法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合に、法人税では、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる、いわゆる「事業再生税制」について、現行では、「一定の私的整理」の要件の一つとして「2以上の金融機関が債務免除すること」が盛り込まれているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とすべきである。
- (4) 事業再生の局面においては、資産価値を時価に再評価し、簿価が時価よりも低い場合には減損を行っているが、固定資産税の評価においては、これらの実態に即した評価替えが行われておらず、再生に取り組む企業にとっては過度な負担となってい

る。このため、法的整理および「一定の私的整理」に基づく事業再生においては、固定資産税の評価においても減損を行い、負担軽減を図るべきである。

- (5) 現在、会計では資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には減損会計が適用されるが、法人税では一定の要件を満たさない限り損金算入が認められていないため、事業再生の局面においては損金算入を認めるべきである。

8. 中小企業の企業年金制度等を拡充すべき

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度を充実させることは、従業員の将来への不安の払しょくや福利厚生の上昇に資するものであり、次の税制措置を講じるべきである。

- (1) 最適な企業年金制度・退職金制度を構築するための環境整備が必要
特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、完全撤廃すべきである。
総合型確定給付企業年金および総合型確定拠出年金への従業員単位での任意加入を認可すべきである。
確定拠出年金については、脱退一時金の支給要件の一層の緩和など、制度のさらなる改善を図るべきである。
中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度を復活すべきである。
- (2) 特定退職金共済制度の拡充を
特定退職金共済制度における加入対象者について、中小企業退職金共済制度と同様に、同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できるようにするなど、その範囲を拡大すべきである。

9. 消費税制度に関する改善すべき事項

- (1) 新設中小法人に係る消費税の免税事業者となる資本金基準の見直しを
新設中小法人に係る消費税の免税事業者となる資本金基準（資本金1,000万円未満の法人）を「1億円以下」に引き上げるべきである。
- (2) 仕入税額控除の要件緩和を図るべき
仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿および請求書等の両方を保存する必要があり、かつ、仕入先の名称、仕入の年月日、資産の譲渡または役務の提供等の取引内容を記載しなければならず、法令上、法人税や所得税よりも記載要件が厳格に要求されている。このため、事業者にとって多大な事務負担が生じており、また、帳簿等の「記載内容」の不備を理由に仕入税額控除が認められない事例も発生している。
事業者の納税事務負担の軽減および課税側の徴税コスト削減の観点から、例えば、請求書等の証憑書類に上記事項の記載がある場合は、帳簿への記載事項を一部省略できるようにするなど、仕入税額控除の記載要件を緩和すべきである。
- (3) 消費税の納税手続きに関する制度の改善を
消費税の納税事務の円滑化を図るため、以下のとおり、納税手続きを改善すべきである。
消費税の少額滞納を防止する観点から、自ら希望する場合、課税額の多寡によらず、

中間申告および納付回数を任意に選択できる制度に改めるべきである。

法人税および法人住民税、法人事業税では一定の理由がある場合には、申告書の提出期限を1カ月間延長できるのに対し、消費税には提出期限の延長制度がない。納税者の利便性を図る観点から、法人税および法人住民税、法人事業税と同様に、消費税の申告期限の延長措置を創設するべきである。

(4) 個別消費税等との二重課税を解消すべき

消費税は、個別消費税（揮発油税、自動車取得税、酒税等）や印紙税等との二重課税となっており、石油製品や自動車関連等の特定の業界や消費者に税負担が偏っていることから、公平性を欠いている。このため、消費税と以下に掲げる個別消費税等との二重課税は、早期に解消すべきである。

石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）

自動車に課せられる税（自動車取得税）

嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）

その他の税（印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

10. グループ法人税制に関する改善すべき事項

中小企業等の経営力強化の観点から、グループ法人税制の活用促進に向けた運用改善を図る必要がある。

特に、個人による完全支配関係の場合の本税制適用の可否等において、親族の範囲が広範にわたり、親族の現況を確認することが困難であることが支障となるケースが出てきており、非上場株式等に係る納税猶予制度と同様に、親族範囲の見直しを検討すべきである。

．地域活性化に資する税制

1．都市再生・地域活性化に資する租税措置の拡充を

都市再生や地域活性化は、力強く持続的な成長に不可欠である。地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを税制面から後押ししていく必要がある。

(1) 都市再生・地域活性化に資する租税特別措置の延長を

住宅以外の家屋に係る不動産取得税の特例措置

都市再生の拠点となる地区や中心市街地において、都市機能の維持・増進に資する優良な非住宅家屋の整備を図る観点から、住宅以外の家屋に係る不動産取得税の特例措置を延長する必要がある。

特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税特例の恒久化を

特定事業用資産の買換え等の特例措置は、都市再生・地域再生を進める上で、老朽化した建物の更新に大きな効果が期待されるものであり、延長する必要がある。

(2) 立地競争力の強化に資する税制措置を拡充すべき

立地競争力強化のため、以下の措置が必要である。

小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

地域における創業を後押しするため、創業後5年間は地方税を減免する措置の創設

2．中心市街地等の活性化のための税制措置の拡充を

地域活性化に向けて、遊休地等の有効利用の促進、地域の関係者や民間事業者等が主体となって取り組む中心市街地等の活性化を支援するため、以下の税制措置が必要である。

(1) 建物の償却期間の見直し

遊休地等の有効利用の促進を図るため、事業用の借地期間に比べ建物の償却期間が長い場合は、建物の償却期間を借地期間に合わせるべきである。

(2) 地域活性化のための協賛金等の全額損金算入

地域活性化のための行事や活動への協賛金等について、全額損金算入できるような措置が必要である。

3．大規模地震対策の促進を

東日本大震災の発生により、日頃の地震対策の重要性を再認識するとともに、BCP(事業継続計画)を策定し、災害発生時の事業継続に資する動きも活発化している。

地震対策のより一層の促進や景気浮揚の観点から、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合、その工事に伴って取得等をする建物部分を特別償却の対象としつつ、特別償却率を時限的に100%等とする等、思い切った措置を講じる必要がある。

・納税環境整備の充実

1. 社会保障と税の共通番号制度の早期導入による行政の効率化を

行政の効率化や行政コストの削減、記録管理の正確性の向上、事業者や加入者の行政協力費用の負担軽減を図るため、社会保障と税の共通番号制の早期導入が必要である。

政府・与党社会保障改革検討本部が取りまとめた「社会保障・税番号大綱」においては法人にも番号が振られることとなっているが、法人番号の具体的な利用範囲やメリット、個人事業主の取り扱いを明示するとともに、共通番号の導入に伴う事業者等の事務負担を最小限にする配慮が不可欠である。

また、行政コストの削減のため、税と社会保険料の賦課徴収体制の効率化についても、あわせて検討すべきである。

2. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化が必要

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき納税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な事務を負担している。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因ともなっている。

については、中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置が必要である。

- (1) 納税事務負担の軽減に向けて年末調整や確定申告手続きの簡素化が図られてきている中で、年末調整への寄附金控除の対象拡大等の納税事務負担増につながるような改正は行うべきでない。
- (2) 中小企業が本業に専念できるよう提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。
- (3) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図るべきである。
- (4) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署の窓口において受け付けるべきである。
- (5) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下の取り組みを行うべきである。

e-Tax(国税)とeLTAX(地方税)を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。
上記が実現するまでの間、以下の措置を講じること。

(ア) e-Tax(国税)について、税額控除額(5,000円)を拡充し、一度限りでない恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。

(イ) eLTAX(地方税)について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設すること。

地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。

国や都道府県や市町村毎に行っている書類等の提出や納付窓口等について、本社や本店所在地のある自治体において、手続きを一元化できるようにすること。

固定資産税の償却資産の申告期限を各社の法人税申告期限と統一すること。

中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。

法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。

「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。

連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。

個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。

準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。

法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。

3．利子税・延滞税・不納付加算税の軽減が必要

(1) 利子税・延滞税の軽減を

利子税の税率は、特例基準割合で 4.3%、延滞税の税率は、2 カ月を経過する日まで特例基準割合の 4.3%が適用され、2 カ月経過後は 14.6%となっている。14.6%という税率は、昭和 37 年に制定された国税通則法に規定されたものであるが、当時の公定歩合は 6.57%、平均貸出金利は 8 ~ 9 %程度であり、14.6%は相応の罰則負担であったといえる。

しかし、昨今の金利情勢に照らして余りにも高利率であり、資金繰りに余裕のない中小企業に対し過酷な負担を強いているため、以下の対応を講じるべきである。

利子税は延納期間の約定利息、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。

延滞税の軽減割合の適用期間（2 カ月）を拡大すべきである。

予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

(2) 不納付加算税の軽減を

中小企業は、人的資源に乏しく本業に人員を充てたい中、経理担当の社員をわざわざ雇い、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき納税事務に協力をしている。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の 10 日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等は、中小企業は本業において多忙を極め、その中にもあっても必死になって納税事務を行っている状況にある。

このような中で、源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の 10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月 10 日）を、「翌月 20 日」とする。

不納付加算税（源泉所得税の 10%）を軽減する。

4．地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされたが、今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

また、平時においても、中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組む商工会議所など、特別法に基づき設立された特に公益性の高い非営利法人については、地域における公益的な活動をさらに促進するため、特定公益増進法人以上の寄附金の優遇措置を認めるべきである。

．経済活動・国民生活に資する税制

1．所得税関係

- (1) 課税の簡素化・中立化の観点から、区分毎に税率が分かれている金融所得については、多様な金融商品を幅広く捉えて課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算の対象範囲を非上場株式等に拡大する必要がある。
- (2) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (3) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (4) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。
- (5) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅減税を図ること。

2．法人税関係

- (1) 中小企業等の貸倒引当金の特例を延長すること。
- (2) 商工組合等の留保所得の特別控除を延長すること。
- (3) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (4) 高校生・大学生等を対象にしたインターンシップにおいて、インターンおよび雇用期間に応じて、費用の一定割合の税額控除を認める措置を講じること。

3．所得税・法人税共通関係

- (1) 平成 10 年 4 月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにすること。
- (2) 中小企業等が排出する機密書類を再生紙としてリサイクルする「エコマーカ事業」について、紙の焼却を行わないことによる二酸化炭素の排出削減と紙リサイクルの推進の観点から、本事業の利用促進に資する税制措置を講じること。

4．地方税関係

- (1) 法人住民税均等割額の損金算入を認めること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。
- (3) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (4) 地方税について、欠損金の繰戻還付制度の創設を検討すること。
- (5) 個人事業税の事業主控除額（290 万円）を引き上げること。
- (6) 個人住民税の各種所得控除額を所得税の所得控除額と同額まで引き上げること。
- (7) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資額を控除する措置を講じること。
- (8) 土壌汚染された土地に関する固定資産税等を減免する措置を講じること。

以上